

雇用保険二事業助成金 平成27年度予算の整理表(案)

雇用保険二事業助成金 平成27年度予算の整理票(案)

平成26年度雇用保険二事業助成金

平成27年度雇用保険二事業助成金

	各種給付金名		各種給付金名
1	雇用調整助成金		1 雇用調整助成金
②	労働移動支援助成金	内容見直し	② 労働移動支援助成金
③	高年齢者雇用安定助成金	内容見直し	③ 高年齢者雇用安定助成金
4	特定求職者雇用開発助成金		4 特定求職者雇用開発助成金
⑤	トライアル雇用奨励金	内容見直し	⑤ トライアル雇用奨励金
6	地域雇用開発助成金		6 地域雇用開発助成金
7	通年雇用奨励金		7 通年雇用奨励金
⑧	両立支援等助成金	内容見直し	⑧ 両立支援等助成金
⑨	人材確保等支援助成金	内容見直し	⑨ 人材確保等支援助成金
⑩	キャリアアップ助成金	内容見直し	⑩ キャリアアップ助成金
⑪	障害者雇用促進助成金	内容見直し	⑪ 障害者雇用促進等助成金
⑫	認定訓練助成事業費補助金	内容見直し	⑫ 認定訓練助成事業費補助金
⑬	キャリア形成促進助成金	内容見直し	⑬ キャリア形成促進助成金
14		新設	⑭ 企業内人材育成推進助成金
15		新設	⑮ 障害者職業能力開発助成金

※ 番号に○がつけてある助成金が諮問事項。

※ パブリックコメントは3月13日～3月16日までの期間に実施(平成27年度予算成立後、速やかに施行する必要があることから)。

労働移動支援助成金の見直し

平成26年度

(百万円)

助 成 金 名	26' 予算額	25' 事業評価
労働移動支援助成金	30,133	
受入れ人材育成支援奨励金	21,614	b
<p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 再就職援助計画の対象者を1年以内に雇い入れ又は移籍等により受入れ、訓練(Off-JT又はOff-JT+OJT)を実施した場合、訓練実施等に要した経費の一部を支給。 <p>【助成金対象事業主】</p> <ul style="list-style-type: none"> 再就職援助計画対象者を正規雇用労働者として雇い入れ、また労働者を出向で受け入れ、当該労働者に対し、訓練(Off-JT)または(Off-JT+OJT)を実施した事業主。 <p>【支給額】</p> <ul style="list-style-type: none"> Off-JTに対する助成: 訓練に係る賃金及び経費相当分を支給。 1 訓練コースあたり1人につき、賃金助成として1時間800円、経費助成として30万円を上限に支給(コース上限なし) OJTに対する助成: 訓練に係る実施費用相当分を支給。 1 訓練コースあたり1人につき、1時間700円(コース設定数は上限なし。総訓練時間の9割が上限) 		

平成27年度(予定)

(百万円)

助 成 金 名	27' 予定額
労働移動支援助成金	34,944
受入れ人材育成支援奨励金	26,517
<p>(見直し概要)</p> <p>○政策的理由のため(円滑な労働移動を促進するためには、離職を余儀なくされた労働者が早期に安定した再就職を実現することが重要であることから、新たに「早期雇入れ支援コース」を設置し、従来からある訓練を実施した事業主に対する支援を「人材育成支援コース」として整理。)</p> <p>○早期雇入れ支援コース</p> <p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 再就職援助計画の対象者を早期に正規労働者として雇い入れた場合に、一定額を助成。 <p>【助成金対象事業主】</p> <ul style="list-style-type: none"> 再就職援助計画の対象者等を離職後3か月以内に期間の定めのない労働者として雇用した事業主。 <p>【支給額】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1人あたり30万円を助成 <p>○人材育成支援コース</p> <p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 再就職援助計画の対象者を1年以内に雇い入れ又は移籍等により受入れ、訓練(Off-JT又はOff-JT+OJT)を実施した場合、訓練実施等に要した経費の一部を支給。 <p>【助成金対象事業主】</p> <ul style="list-style-type: none"> 再就職援助計画対象者を正規雇用労働者として雇い入れ、また労働者を出向で受け入れ、当該労働者に対し、訓練(Off-JT)または(Off-JT+OJT)を実施した事業主。 <p>【支給額】</p> <ul style="list-style-type: none"> Off-JTに対する助成: 訓練に係る賃金及び経費相当分を支給。 1 訓練コースあたり1人につき、賃金助成として1時間800円、経費助成として30万円を上限に支給(コース上限なし) OJTに対する助成: 訓練に係る実施費用相当分を支給。 1 訓練コースあたり1人につき、1時間700円(コース設定数は上限なし。総訓練時間の9割が上限) 	

平成26年度

(百万円)

助 成 金 名		26'予算額	25'事業評価																											
再就職支援奨励金		8,519	—																											
<p>【事業概要】</p> <p>・再就職援助計画の対象者等について、再就職に係る支援を民間の職業紹介事業者に費用を負担して委託、または、求職活動のための休暇を付与し、その休暇日に通常支払う賃金額以上を支払った事業主に対して、当該委託に要する費用の一部や休暇付与に係る賃金の一部を支給</p> <p>【助成金対象事業主】</p> <p>・再就職援助計画の対象者等について、再就職に係る支援を民間の職業紹介事業者に費用を負担して委託、または、求職活動のための休暇を付与し、その休暇日に通常支払う賃金額以上を支払った事業主</p> <p>【支給額】</p> <p>① 再就職支援に要した委託費用</p> <table border="1" data-bbox="174 609 815 798"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="2">助 成 率</th> </tr> <tr> <th>中小企業事業主以外 (うち45歳以上の対象者)</th> <th>中小企業事業主 (うち45歳以上の対象者)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">通常分 (上限60万円)</td> <td>ア 再就職支援委託時</td> <td>10万円</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>イ 再就職実現後</td> <td>委託総額からアの額を引いた額の 1/2 (2/3)</td> <td>委託総額からアの額を引いた額の 2/3 (4/5)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">職業訓練 (上限18万円)</td> <td colspan="2">6万円/月 (最大で3か月分) を上乗せ</td> </tr> <tr> <td colspan="2">グループワーク</td> <td colspan="2">3回以上実施で1万円を上乗せ</td> </tr> </tbody> </table> <p>②再就職活動のための休暇付与に係る賃金額</p> <table border="1" data-bbox="174 869 804 922"> <thead> <tr> <th></th> <th>中小企業事業主以外</th> <th>中小企業事業主</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>休暇付与 (上限30日分)</td> <td>4,000円/日</td> <td>7,000円/日</td> </tr> </tbody> </table>						助 成 率		中小企業事業主以外 (うち45歳以上の対象者)	中小企業事業主 (うち45歳以上の対象者)	通常分 (上限60万円)	ア 再就職支援委託時	10万円	10万円	イ 再就職実現後	委託総額からアの額を引いた額の 1/2 (2/3)	委託総額からアの額を引いた額の 2/3 (4/5)	職業訓練 (上限18万円)		6万円/月 (最大で3か月分) を上乗せ		グループワーク		3回以上実施で1万円を上乗せ			中小企業事業主以外	中小企業事業主	休暇付与 (上限30日分)	4,000円/日	7,000円/日
		助 成 率																												
		中小企業事業主以外 (うち45歳以上の対象者)	中小企業事業主 (うち45歳以上の対象者)																											
通常分 (上限60万円)	ア 再就職支援委託時	10万円	10万円																											
	イ 再就職実現後	委託総額からアの額を引いた額の 1/2 (2/3)	委託総額からアの額を引いた額の 2/3 (4/5)																											
職業訓練 (上限18万円)		6万円/月 (最大で3か月分) を上乗せ																												
グループワーク		3回以上実施で1万円を上乗せ																												
	中小企業事業主以外	中小企業事業主																												
休暇付与 (上限30日分)	4,000円/日	7,000円/日																												

【事業評価の評価結果】

「a 施策継続」「b 施策継続。ただし、予算額は適切な水準とする。」
 「c 目標の未達成要因を分析の上、事業の廃止又は見直しが必要。」
 「d 目標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。」
 「X 事業の見直し等が必要であったが、既に事業を見直した。」
 「Z 既に廃止。」

平成27年度(予定)

(百万円)

助 成 金 名		27'予定額
再就職支援奨励金		8,427
<p>(見直し概要)</p> <p>○改正なし</p>		

高齢者雇用安定助成金の見直し

平成26年度		(百万円)		平成27年度(予定)		(百万円)	
助 成 金 名		26'予算額	25'事業評価	助 成 金 名		27'予定額	
高年齢者雇用安定助成金		8,354	b	高年齢者雇用安定助成金		2,751	
高年齢者活用促進コース		7,713		高年齢者活用促進コース		2,717	
<p>【事業概要】 ・高年齢者の活用促進のための環境整備として、新たな事業分野への進出等による高年齢者の職場又は職務の創出、機械設備、作業方法又は作業環境の導入又は改善、雇用管理制度の整備、定年の引上げ等の措置を実施した事業主に対して、助成金を支給する。</p> <p>【助成金対象事業主】 ・高年齢者の活用促進のため、雇用環境整備を実施した事業主</p> <p>【支給額】 ・要した費用の2分の1(中小企業は3分の2) (60歳以上の雇用保険被保険者1人あたり20万円を上限(上限1000万円))</p>				<p>【見直し概要】 ○建設、製造、医療、保育又は介護の分野に係る事業を営む事業主については、支給上限額を算出する際に用いる、60歳以上の雇用保険被保険者1人あたりの額を20万円から30万円に引き上げる。 ○上記事業主の場合は、実施に要した費用を100万円とみなす、70歳以上の定年の引上げ又は継続雇用制度の導入の措置について、要件となる年齢を70歳以上から67歳以上へ緩和する。</p> <p>【事業概要】 ・高年齢者の活用促進のための環境整備として、新たな事業分野への進出等による高年齢者の職場又は職務の創出、機械設備、作業方法又は作業環境の導入又は改善、雇用管理制度の整備、定年の引上げ等の措置を実施した事業主に対して、助成金を支給する。</p> <p>【助成金対象事業主】 ・高年齢者の活用促進のため、雇用環境整備を実施した事業主</p> <p>【支給額】 ・要した費用の2分の1(中小企業は3分の2) (60歳以上の雇用保険被保険者1人あたり20万円(建設、製造、医療、保育又は介護の分野に係る事業を営む事業主については、30万円)を上限(上限1000万円))</p>			
高年齢者労働移動支援コース		641		高年齢者労働移動支援コース		34	
<p>【事業概要】 ・定年を控えた高年齢者等でその知識や経験を活かすことができる他の企業での雇用を希望する者を、公共職業安定所又は職業紹介事業者の紹介により、失業を経ることなく雇い入れる事業主に対して、助成金を支給する。</p> <p>【助成金対象事業主】 ・定年を控えた高年齢者等でその知識や経験を活かすことができる他の企業での雇用を希望する者を、公共職業安定所又は職業紹介事業者の紹介により、失業を経ることなく雇い入れる事業主</p> <p>【支給額】 ・対象者1人につき70万円 (短時間労働者の場合は1人につき40万円)</p>				<p>【見直し概要】 ○廃止し、下記の経過措置を設ける。</p> <p>【経過措置】 施行日より前に、定年を控えた高年齢者等でその知識や経験を活かすことができる他の企業での雇用を希望する者を、公共職業安定所又は職業紹介事業者の紹介により、失業を経ることなく雇い入れた事業主に限り、対象者1人につき70万円(短時間労働者の場合は1人につき40万円)を支給する。</p>			

【事業評価の評価結果】

「a 施策継続」「b 施策継続。ただし、予算額は適切な水準とする。」
 「c 目標の未達成要因を分析の上、事業の廃止又は見直しが必要。」
 「d 目標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。」
 「X 事業の見直し等が必要であったが、既に事業を見直した。」
 「Z 既に廃止。」

トライアル雇用奨励金の見直し

平成26年度 (百万円)			平成27年度(予定) (百万円)	
助 成 金 名	26'予算額	25'事業評価	助 成 金 名	27'予定額
トライアル雇用奨励金 【事業概要】 ・職業経験、技能、知識等から安定的な就職が困難な求職者について、正規雇用等の早期実現を図るため、これらの求職者を、常用雇用へ移行することを目的に一定期間(最長3か月)試行雇用する事業主に対して助成 【助成金対象事業主】 ・ハローワーク又は民間の職業紹介事業者等の紹介により、トライアル雇用を実施した事業主 【支給額】 1人当たり月額4万円	11,892	b	トライアル雇用奨励金 【見直し概要】 対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合の助成額を拡充 1人当たり月額5万円	8,963

【事業評価の評価結果】

「a 施策継続」「b 施策継続。ただし、予算額は適切な水準とする。」「c 目標の未達成要因を分析の上、事業の廃止又は見直しが必要。」「d 目標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。」
 「X 事業の見直し等が必要であったが、既に事業を見直した。」「Z 既に廃止。」

中小企業労働環境向上助成金の見直し

平成26年度

(百万円)

平成27年度(予定)

(百万円)

助 成 金 名	26'予算額	25'事業評価								
中小企業労働環境向上助成金	3,496	—								
団体助成コース	190									
<p>【事業概要】 ・「働きやすい・働きがいのある職場づくり」に向けた雇用管理改善の取組を推進するため、重点分野等の中小企業を含む中小企業団体が構成中小企業者のために労働環境向上事業を実施した場合に、当該事業に要した費用の一部を助成する。</p> <p>【助成金対象事業主】 ・健康、環境、農林漁業分野等の事業を営む構成中小企業者に対し、人材確保や労働者の職場定着を支援するための労働環境向上事業を実施する事業協同組合等(※)</p> <p>※①事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会 ②水産加工協同組合及びその連合会 ③商工組合及びその連合会 ④商店街振興組合及びその連合会 ⑤その他特別の法律により定められた組合及びその連合会で政令に定めるもの ⑥中小企業者を直接又は間接に構成員とする一般社団法人等</p> <p>【支給額】 ・1年間の労働環境向上事業の実施に要した経費の2/3を支給(年2回) ただし、構成中小企業者の数に応じて下表の額を支給限度額とする。 ※助成金の支給対象期間は、さらに1年間の延長が可能。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">認定組合等の区分</th> <th style="width: 30%;">上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模認定組合等(構成中小企業者数500以上)</td> <td style="text-align: center;">1,000万円</td> </tr> <tr> <td>中規模認定組合等(同100以上500未満)</td> <td style="text-align: center;">800万円</td> </tr> <tr> <td>小規模認定組合等(同100未満)</td> <td style="text-align: center;">600万円</td> </tr> </tbody> </table>	認定組合等の区分	上限額	大規模認定組合等(構成中小企業者数500以上)	1,000万円	中規模認定組合等(同100以上500未満)	800万円	小規模認定組合等(同100未満)	600万円		
認定組合等の区分	上限額									
大規模認定組合等(構成中小企業者数500以上)	1,000万円									
中規模認定組合等(同100以上500未満)	800万円									
小規模認定組合等(同100未満)	600万円									

助 成 金 名	27'予定額
職場定着支援助成金	4,837
中小企業団体助成コース	170
<p>(見直し概要) ○助成金名称の変更</p>	

平成26年度

(百万円)

平成27年度(予定)

(百万円)

助 成 金 名	26'予算額	25'事業評価								
個別中小企業助成コース	3,306									
<p>【事業概要】</p> <p>・「働きやすい・働きがいのある職場づくり」に向けた雇用管理改善の取組を推進するため、重点分野等の中小企業が雇用管理改善につながる雇用管理制度や介護福祉機器を導入し適用する場合に助成する。</p> <p>【助成金対象事業主】</p> <p>・雇用管理制度(評価・処遇制度、研修体系制度、健康づくり制度)の導入等を行う健康、環境、農林漁業分野等の事業を営む中小企業事業主</p> <p>・介護労働者の労働環境の改善に資する介護福祉機器を導入するとともに、その機器の適切な運用を行う介護関連事業主</p> <p>【支給額】</p> <p>・雇用管理制度助成</p> <p>導入する制度に応じて、以下の合計額を支給</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>導入した制度</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価・処遇制度</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>研修体系制度</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>健康づくり制度</td> <td>30万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・介護福祉機器等助成 介護福祉機器等の導入に要した費用の1/2を支給(上限300万円)</p>	導入した制度	支給額	評価・処遇制度	40万円	研修体系制度	30万円	健康づくり制度	30万円		
導入した制度	支給額									
評価・処遇制度	40万円									
研修体系制度	30万円									
健康づくり制度	30万円									

助 成 金 名	27'予定額										
個別企業助成コース	4,667										
<p>(見直し概要)</p> <p>○助成金の名称変更 ○助成対象事業主の中小企業以外への拡大 ○制度導入助成の対象にメンター制度を追加し、助成額を見直し ○制度導入後の離職率の目標を達成した60万円の追加支給を行う目標達成助成を創設</p> <p>【助成金対象事業主】</p> <p>・雇用管理制度(評価・処遇制度、研修体系制度、健康づくり制度、メンター制度)の導入等を行う健康、環境、農林漁業分野等の事業を営む事業主</p> <p>・介護労働者の労働環境の改善に資する介護福祉機器を導入するとともに、その機器の適切な運用を行う介護関連事業主</p> <p>【支給額】</p> <p>・雇用管理制度助成</p> <p>①制度導入助成 導入する制度に応じて、以下の合計額を支給</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>導入した制度</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価・処遇制度</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>研修体系制度</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>健康づくり制度</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>メンター制度</td> <td>10万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>②目標達成助成 計画期間終了から1年経過後の離職率に係る目標を達成した場合に60万円を支給</p> <p>・介護福祉機器等助成 介護福祉機器等の導入に要した費用の1/2を支給(上限300万円)</p>	導入した制度	支給額	評価・処遇制度	10万円	研修体系制度	10万円	健康づくり制度	10万円	メンター制度	10万円	
導入した制度	支給額										
評価・処遇制度	10万円										
研修体系制度	10万円										
健康づくり制度	10万円										
メンター制度	10万円										

【事業評価の評価結果】

「a 施策継続」 「b 施策継続。ただし、予算額は適切な水準とする。」 「c 目標の未達成要因を分析の上、事業の廃止又は見直しが必要。」 「d 目標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。」 「x 事業の見直し等が必要であったが、既に事業を見直した。」 「z 既に廃止。」

キャリアアップ助成金の見直し

平成26年度

(百万円)

平成27年度(予定)

(百万円)

助 成 金 名	26' 予算額	25' 事業評価
キャリアアップ助成金	15,868	b
<p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップ等を促進するため、正規雇用転換や人材育成、処遇改善などの取組を実施した事業主に対して助成 <p>【助成金対象事業主】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「キャリアアップ計画」に基づき、有期契約労働者等の正規雇用等転換、人材育成、処遇改善、法定外の健康診断、短時間正社員への転換、短時間労働者の所定労働時間延長を実施した事業主 <p>【支給額】※カッコ内は大企業事業主又は大規模事業主(正規雇用等転換コース)</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 有期→正規 1人当たり50万円(40万円) イ. 有期→無期 1人当たり20万円(15万円) ウ. 無期→正規 1人当たり30万円(25万円) <p>※派遣労働者を正規雇用労働者として直接雇用した場合、1人当たり10万円加算</p> <p>※対象労働者が母子家庭の母又は父子家庭の父の場合、1人当たりアは10万円、イとウは5万円加算</p> <p>(短時間正社員コース)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有期・無期→短時間正社員 1人当たり30万円(25万円) ・正規→短時間正社員、短時間正社員の新規雇入れ 1人当たり20万円(15万円) <p>※対象労働者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、1人当たり10万円加算</p> <p>(人材育成コース)</p> <p>(略)</p> <p>(処遇改善コース)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての有期契約労働者等の基本給の賃金テーブルを増額改定 1人当たり1万円(0.75万円) <p>※「職務評価」の手法の活用により実施した場合、1事業所当たり20万円(15万円)加算</p> <p>(健康管理コース)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1事業所当たり40万円(30万円) <p>(短時間労働者の所定労働時間延長コース)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1人当たり10万円(7.5万円) 		

助 成 金 名	27' 予定額
キャリアアップ助成金	22,132
<p>【見直し概要】※カッコ内は大企業事業主又は大規模事業主</p> <p>① 正規雇用等転換コース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣労働者を正規雇用労働者として直接雇用した場合の加算を拡充 1人当たり10万円→30万円 <p>② 短時間正社員コース→多様な正社員コースに改称</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「勤務地・職務限定正社員制度」の新規導入・適用した場合の助成を創設 1事業所当たり40万円(30万円) ・有期・無期からの転換に勤務地・職務限定正社員を追加 有期・無期→多様な正社員(勤務地限定、職務限定、短時間正社員) 1人当たり30万円(25万円) ・派遣労働者を多様な正社員として直接雇用した場合の加算を創設 1人当たり15万円 <p>③ 人材育成コース</p> <p>(略)</p> <p>④ 処遇改善コース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての有期契約労働者等の基本給の賃金テーブル等を増額改定した場合の助成額を拡充 1人当たり1万円(0.75万円)→3万円(2万円) ・雇用形態別・職種別等の有期契約労働者等の基本給の賃金テーブル等を増額改定した場合の助成を創設 1人当たり1.5万円(1万円) 	

【事業評価の評価結果】

「a 施策継続」「b 施策継続。ただし、予算額は適切な水準とする。」
「c 目標の未達成要因を分析の上、事業の廃止又は見直しが必要。」
「d 目標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。」
「x 事業の見直し等が必要であったが、既に事業を見直した。」
「z 既に廃止。」

障害者雇用促進助成金の見直し

平成26年度

(百万円)

平成27年度(予定)

(百万円)

助 成 金 名	26'予算額	25'事業評価
精神障害者等雇用安定奨励金	285	c
精神障害者雇用安定奨励金 【事業概要】 ・ 精神障害者の雇用を促進するとともに職場定着を図るため、精神障害者を新たに雇い入れるとともに、精神障害者が働きやすい職場づくりを行った事業主に対して、奨励金を支給する。 【助成金対象事業主】 ・ 新たに精神障害者を雇入れ、以下のア～カのいずれかを実施する事業主 ア 精神障害者に対するカウンセリング等を行う精神保健福祉士等を新たに雇用又は委嘱 イ 社内の専門人材を養成するため、従業員に精神保健福祉士等の養成課程を履修 ウ 従業員に社内で精神障害に関する講習又は外部機関が実施する精神障害者雇用に資する講習を受講させる エ 在職精神障害者を他の精神障害者に対する相談等を行う担当者として配置 オ 新規雇用した精神障害者が体調不良等により休職した場合に、精神障害者の代替要員を確保 カ 新規雇用した精神障害者に対し、自らのストレスケアに関する講習を受講させた場合 【支給額】 ・ 上記ア～カに要した費用の1/2を助成(上限100万円)	65	

助 成 金 名	27'予定額
障害者雇用安定奨励金(仮称)	746
廃止 (見直し概要) ○ 実績不調のため廃止。 ※平成27年度は、経過措置分として計上。	1

平成26年度

(百万円)

平成27年度(予定)

(百万円)

助 成 金 名	26'予算額	25'事業評価									
重度知的・精神障害者職場支援奨励金 【事業概要】 ・ 精神障害者等の雇用の促進・安定を図るため、新規雇用した精神障害者等の雇用管理を行うために必要な業務遂行上の支援を行う者を配置する事業主に対し、奨励金を支給する。 【助成金対象事業主】 ・ 新たに重度知的障害者又は精神障害者を雇入れ、職場支援員を配置する事業主 【支給額】 ・ 支給期間は2年間で、6か月の支給対象期ごとに支給(対象労働者が精神障害者の場合の支給期間は3年) ・ 1か月あたり、対象労働者の数(ただし、職場支援員1名当たり3名を上限とする。)に、下に掲げる区分に応じた額を乗じて得た額を支給 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>中小企業以外</th> <th>中小企業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>短時間労働者以外の者</td> <td>3万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>短時間労働者</td> <td>1.5万円</td> <td>2万円</td> </tr> </tbody> </table>		中小企業以外	中小企業	短時間労働者以外の者	3万円	4万円	短時間労働者	1.5万円	2万円	220	
	中小企業以外	中小企業									
短時間労働者以外の者	3万円	4万円									
短時間労働者	1.5万円	2万円									

助 成 金 名	27'予定額									
障害者職場定着支援奨励金(仮称) (見直し概要) ○ 障害種別によらず、障害者の雇用の促進・安定を図るため、対象労働者に関する障害種別を拡大するとともに、職場支援員の確保を容易にするため、業務委託・委嘱による職場支援員の確保も助成対象に追加する。 【事業概要】 ○ 新たに障害者を雇入れ、かつ、職場支援員を配置、業務委託又は委嘱により確保する事業主に対して奨励金を支給することにより、障害者の職場定着を図る。 【助成金対象事業主】 ○ 新たに障害者を雇入れ、職場支援員を配置、業務委託又は委嘱により確保する事業主 【支給額】 ○ 支給期間は2年間で、6か月の支給対象期ごとに支給(対象労働者が精神障害者の場合の支給期間は3年) ・ 配置による確保の場合、1か月あたり、対象労働者の数(ただし、職場支援員1名あたり障害者職場適応援助促進助成金(企業在籍型)の対象労働者とあわせて3名を上限とする。)に、下に掲げる区分に応じた額を乗じて得た額を支給 ・ 業務委託による確保の場合、1か月あたり、対象労働者の数に、下に掲げる区分に応じた額を乗じて得た額を支給 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>中小企業以外</th> <th>中小企業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>短時間労働者以外の者</td> <td>3万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>短時間労働者</td> <td>1.5万円</td> <td>2万円</td> </tr> </tbody> </table> ・ 委嘱による確保の場合、支援回数に10,000円を乗じて得た額		中小企業以外	中小企業	短時間労働者以外の者	3万円	4万円	短時間労働者	1.5万円	2万円	207
	中小企業以外	中小企業								
短時間労働者以外の者	3万円	4万円								
短時間労働者	1.5万円	2万円								

平成26年度

(百万円)

助 成 金 名	26'予算額	25'事業評価

平成27年度(予定)

(百万円)

助 成 金 名	27'予定額									
<p>障害者職場適応援助促進助成金(仮称)</p> <p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用される障害者であって、特に職場適応上の課題を抱える者に対して、当該課題を解決し、職場適応・定着を図るために職場適応援助者による支援を提供する事業主に助成金を支給することにより、障害者の雇用の促進・安定を図る。 <p>【助成金対象事業主】</p> <ul style="list-style-type: none"> (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構地域障害者職業センターが、障害者の職場適応の観点から課題を解決するために必要とする支援内容や程度を勘案して作成又は承認した職場適応援助計画(仮称)に基づき職場適応援助者による支援を提供する事業主 <p>【支給額】</p> <ul style="list-style-type: none"> 訪問型： 支援実施1日あたり日額16,000円を支給 企業在籍型： 1か月あたり、対象労働者の数(ただし、職場適応援助者1名あたり障害者職場定着支援奨励金(配置により、職場支援員を確保した場合)の対象労働者とあわせて3名を上限とする。)に、下に掲げる区分に応じた額を乗じて得た額を支給 <table border="1" data-bbox="1361 829 2033 938"> <thead> <tr> <th></th> <th>中小企業以外</th> <th>中小企業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>短時間労働者以外の者</td> <td>6万円</td> <td>8万円</td> </tr> <tr> <td>短時間労働者</td> <td>3万円</td> <td>4万円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 職場適応援助者の研修修了者が、研修終了後6か月以内に支援を開始した場合は、事業主が負担した研修受講料の1/2を支給(事業主が受講料を全額負担した場合に限る。) 		中小企業以外	中小企業	短時間労働者以外の者	6万円	8万円	短時間労働者	3万円	4万円	539
	中小企業以外	中小企業								
短時間労働者以外の者	6万円	8万円								
短時間労働者	3万円	4万円								

平成26年度

(百万円)

助 成 金 名	26'予算額	25'事業評価

平成27年度(予定)

(百万円)

助 成 金 名	27'予定額
障害者職場復帰支援助成金(仮称)	29
<p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用する労働者が、難病の発症や事故による中途障害等により長期の休職を余儀なくされ、かつ、復帰にあたり雇用の継続のために職場適応の措置が必要な場合に、助成金を支給することにより、企業が必要な措置を講じて雇用の継続を図ることを支援する。 <p>【助成金対象事業主】</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用する労働者が、難病の発症や事故による中途障害等により3か月以上の休職を余儀なくされ、かつ、その復帰にあたり雇用の継続のために必要な職場適応の措置を講じた事業主であって、その労働者の雇用を継続した事業主 <p>【支給額】</p> <ul style="list-style-type: none"> 支給対象労働者1名につき、6か月の支給対象期ごとに下に掲げる額を支給する。 <ul style="list-style-type: none"> 中小企業 35万円×2回 計70万円 中小企業以外 25万円×2回 計50万円 	

【事業評価の評価結果】

「a 施策継続」「b 施策継続。ただし、予算額は適切な水準とする。」
 「c 目標の未達成要因を分析の上、事業の廃止又は見直しが必要。」
 「d 目標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。」
 「X 事業の見直し等が必要であったが、既に事業を見直した。」
 「Z 既に廃止。」

障害者職業能力開発助成金の創設

平成26年度

(百万円)

助 成 金 名	26'予算額	25'事業評価

平成27年度(予定)

(百万円)

助 成 金 名	27'予定額
<p>障害者職業能力開発助成金(仮称)</p> <p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の職業に必要な能力を開発し、向上させるため、障害者職業能力開発訓練事業を行うための施設若しくは設備の設置又は事業の運営を行う事業主に対して経費の一部を助成する。 <p>【助成金対象事業主】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の職業に必要な能力を開発し、向上させるため、障害者能力開発訓練事業を行うための施設若しくは設備の設置又は事業の運営を行う事業主 <p>(教育訓練の基準)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①運営管理者が、障害者の教育訓練について必要な知識を有し、障害者の教育訓練の事業に係る経験をおおむね5年以上有する者であること ②訓練期間が、6月以上2年以内であること ③訓練を行う1単位の受講生の数が、おおむね10人であること ④専任の訓練担当者が、おおむね障害者5人につき1人配置されていること ⑤教育訓練施設が、障害の種類等に配慮したものであること 等 	629
<p>能力開発訓練施設等助成金(仮称)</p> <p>【支給対象経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 能力開発訓練施設又は設備の設置等に要する経費 ①能力開発訓練施設(教室・実習室等) ②管理施設 ③福祉施設(訓練受講者用寄宿舎、保健施設、給食施設、託児施設等) ④①～③の施設の目的を達成するための設備 ⑤①～③の施設の改善 ⑥④の設備の更新 等 <p>【支給額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 能力開発訓練施設又は設備の設置等に要する費用の3/4を助成 上限額 ①初回5,000万円 <li style="padding-left: 20px;">②2回目以降の支給については、総額1,000万円 	75

平成26年度

(百万円)

助 成 金 名	26'予算額	25'事業評価

平成27年度(予定)

(百万円)

助 成 金 名	27'予定額
能力開発訓練運営費助成金(仮称)	554
【支給対象経費】 ・ 能力開発訓練事業の運営に要する経費 ①指導員、教務職員に係る給与、諸手当 等 ②一般管理費(謝金、旅費、庁費) 等 【支給額】 ・ ①又は②の方法により算出した運営費用額の合計額 ①重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者及び就職が特に困難であると安定所長が認める障害者 運営費の4/5(一人あたりの上限額 月17万円) ②①以外の障害者 運営費の3/4(一人あたりの上限額 月16万円)	

【事業評価の評価結果】

「a 施策継続」「b 施策継続。ただし、予算額は適切な水準とする。」
 「c 目標の未達成要因を分析の上、事業の廃止又は見直しが必要。」
 「d 目標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。」
 「X 事業の見直し等が必要であったが、既に事業を見直した。」
 「Z 既に廃止。」

建設労働者確保育成助成金の見直し

平成26年度 (百万円)			平成27年度(予定) (百万円)	
助 成 金 名	26予算額	25'事業評価	助 成 金 名	27'予定額
建設労働者確保育成助成金	4,151	b	建設労働者確保育成助成金	5,148
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 認定訓練(賃金助成)コース </div>			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 認定訓練(賃金助成)コース </div>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【事業概要】 雇用する建設労働者に対して、有給で認定職業訓練(※)を受講させた場合、賃金の一部を助成する。 ※キャリア形成促進助成金又はキャリアアップ助成金の支給を受けていることが必要。 </div>			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> (見直し概要) ○助成対象となるキャリア形成助成金のメニューの追加 </div>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【支給対象者】 ・雇用する建設労働者に対して、有給で認定職業訓練を受講させた中小建設事業主 </div>				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【支給額】 認定訓練を受講した建設労働者1人1日当たり5,000円 </div>				

平成26年度

(百万円)

助 成 金 名	26予算額	25'事業評価
雇用管理制度コース		
<p>【事業概要】 雇用管理制度を導入・適用した場合、経費の一部を助成する。</p> <p>【支給対象者】 ・雇用管理制度を導入・適用した中小建設事業主</p> <p>【支給額】 導入・適用した雇用管理制度に応じて以下の合計額を支給 ① 評価・処遇制度 (40万円) ② 研修体系制度 (30万円) ③ 健康づくり制度 (30万円)</p>		

平成27年度(予定)

(百万円)

助 成 金 名	27'予定額
雇用管理制度コース	
<p>(見直し概要) ○助成対象となる取組の追加、目標達成時の追加助成の創設 ○助成対象に中小建設事業主以外も追加</p> <p>【支給対象者】 ・雇用管理制度を導入・適用した建設事業主</p> <p>【支給額】 (1)制度導入助成 導入・適用した雇用管理制度に応じて以下の合計額を支給 ① 評価・処遇制度 (10万円) ② 研修体系制度 (10万円) ③ 健康づくり制度 (10万円) ④ メンター制度 (10万円)</p> <p>(2)目標達成助成 計画期間終了から1年経過後の離職率等に係る目標を達成した場合に追加助成 ① 離職率達成 (60万円) ② 入職率達成 (60万円)</p>	

平成26年度

(百万円)

助 成 金 名	26予算額	25'事業評価
若年者に魅力ある職場づくり事業コース		
<p>【事業概要】 若年労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った場合、経費の一部を助成する。</p> <p>【支給対象者】 ・若年労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った中小建設事業主 ・若年労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った次の1と2を満たす事業主団体 1 中小建設事業主団体 2 事業の円滑な推進を図るため、事業推進委員会を設置するとともに事業推進員を置くこと</p> <p>【支給額】 ・中小建設事業主 実施経費の2/3かつ200万円を上限 ・事業主団体 実施経費の2/3かつ1,000万円を上限 (全国的な団体等においては、2,000万円を上限)</p>		

平成27年度(予定)

(百万円)

助 成 金 名	27'予定額
若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース	
<p>(見直し概要) ○「女性の入職・定着」を促進するための対象メニューの追加 ○助成対象に中小建設事業主、中小建設事業主団体以外も追加</p> <p>【支給対象者】 ・若年労働者及び女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った建設事業主 ・若年労働者及び女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った次の1と2を満たす事業主団体 1 建設事業主団体 2 事業の円滑な推進を図るため、事業推進委員会を設置するとともに事業推進員を置くこと</p> <p>【支給額】 ・建設事業主 実施経費の2/3(中小以外は1/2)かつ200万円を上限 ・事業主団体 実施経費の2/3(中小以外は1/2)かつ1,000万円を上限 (全国的な団体等においては、2,000万円を上限)</p>	

平成26年度

(百万円)

助 成 金 名	26予算額	25'事業評価
建設広域教育訓練コース		
【事業概要】 広域的職業訓練を実施する職業訓練法人が建設工事における作業に係る職業訓練の推進のための活動を行った場合、経費の一部を助成する。 【支給対象者】 ・広域的職業訓練を実施する職業訓練法人 【支給額】 (助成限度額) 年間9,000万円 (訓練規模:4万人日以上)		

平成27年度(予定)

(百万円)

助 成 金 名	27'予定額
建設広域教育訓練コース	
(見直し概要) ○広域的な職業訓練を実施する職業訓練法人への経費助成の拡充 【支給額】 (助成限度額) 年間1億500万円 (訓練規模:5万人日以上)	

【事業評価の評価結果】

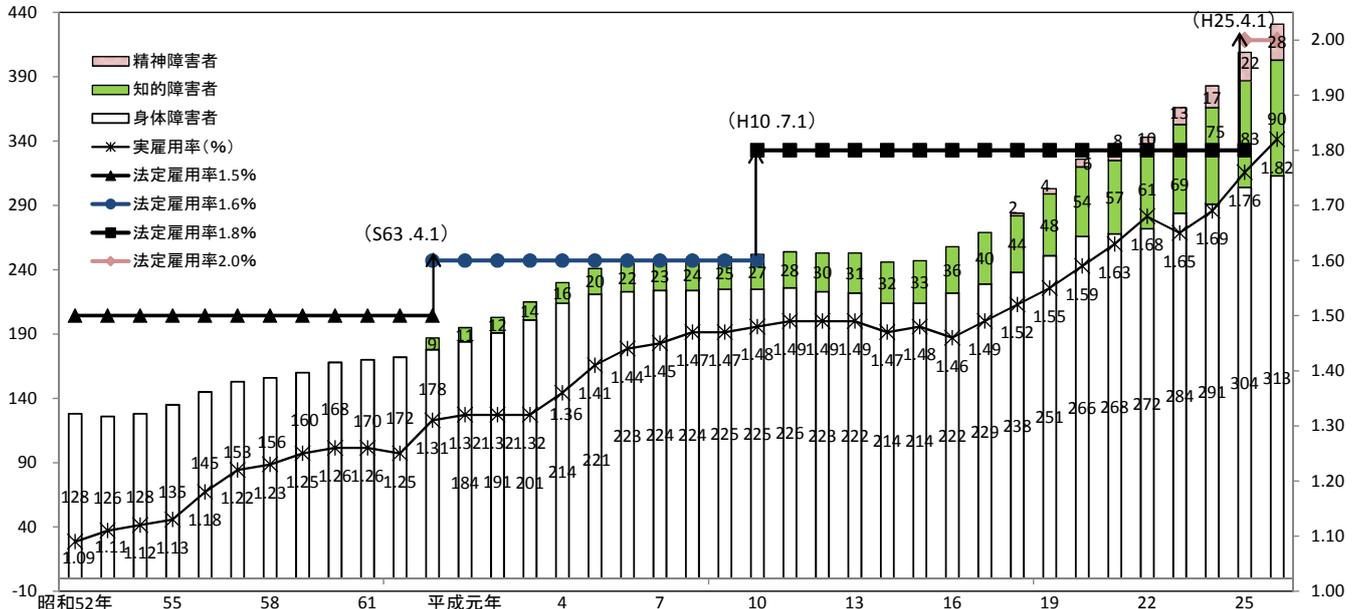
「a 施策継続」「b 施策継続。ただし、予算額は適切な水準とする。」
 「c 目標の未達成要因を分析の上、事業の廃止又は見直しが必要。」
 「d 目標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。」
 「x 事業の見直し等が必要であったが、既に事業を見直した。」
 「z 既に廃止。」

障害者雇用の状況

(参考)

(平成26年6月1日現在)

- 民間企業の雇用状況
 雇用者数 **43.1万人** (身体障害者31.3万人、知的障害者9.0万人、精神障害者2.8万人)
 実雇用率 **1.82%** 法定雇用率達成企業割合 **44.7%**
- 25年4月に引き上げた法定雇用率(2.0%)には届かないものの、**雇用者数は11年連続で過去最高を更新**。障害者雇用は着実に進展。



(注)平成22年度の改正前の制度に基づいて実雇用率を推計した場合、平成23年度は1.75%、平成24年度は1.79%である。

障害者雇用納付金制度の財政状況について

単位:億円

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度(見込み)
納付金収入(a)	155	137	192	192	163	237
支出(b)	236	235	226	235	219	207
調整金／報奨金	114	119	134	147	164	125
助成金	77	79	69	66	31	48
事務事業費	44	38	22	20	21	32
単年度収支(a-b)	▲ 81	▲ 99	▲ 34	▲ 43	▲ 55	29
積立金額	257	158	120	76	20	49

- ※ 25年度以前は決算値を記載。
- ※ 26年度は現時点における見込みであり、決算において数値の変動があり得る。
- ※ 支出(b)の額については、調整金等の外、還付金が含まれる。
- ※ 数値は、それぞれ四捨五入。